「電磁波からいのちを守る全国ネット」規約

第1条(名称)

当会の名称を「電磁波からいのちを守る全国ネット」とします。

第2条(目的)

当会は、電磁波による有害な生体影響からいのちを守り、被害者が救済される社会の実現を目的とします。

第3条(運営委員)

- 1、 当会に、若干名の運営委員を置きます。運営委員は、自薦または他薦により、会員の中から選びます。立候補者は運営委員会が設定した期限日までに立候補の意思表示をします。 会員から立候補者に対して未承認の意見が提示された場合は、第9条の規定により採決します。
- 2、 運営委員により運営委員会を組織します。運営委員の任期は3年としますが再任を妨げません。当会の所在地は、代表の住所に置くことにします。

第4条(代表)

- 1、代表、副代表各一名は運営委員のなかから互選され、会員の承認を得て決まります。
- 2、当会の預金口座の開設と管理は、代表が行ないます。

第5条(会員)

1、当会の目的に賛同する者は、団体・個人を問わず、会員である推薦者を通じて運営委員会に入会を申し入れます。運営委員会は推薦者と協議した上で、入会を認めることにします。

[注:当会は基本的には*団体会員から構成される連絡会ですが、*団体に所属できない(したくない)入会者については、運営委員会が正当と認めた場合、個人会員となることが出来ます。]

- 2、会員は退会の旨を運営委員に通知することにより、いつでも任意に退会できます。
- 3、 運営委員は、毎年10月に団体・個人会員に対して、会員登録を継続するか否かの意思 確認を行います。回答がなかった会員については、再確認をした上で退会手続きを取りま す。

第6条(活動)

当会は、個々の会員や団体が必要に応じて連携し、共同行動、情報交換、情報発信、その他第 2条の目的を実現するための活動に取り組みます。

第7条(会計)

- 1、当会の活動資金は、寄付および事業収入により賄ないます。
- 2、当会に、会計担当者および会計監査役を置きます。
- 3、 会計年度は1月1日から12月31日とします。会計担当者は新年度の1月に、前年度 の決算報告を行うこととしますが、会員から希望があれば、中間報告も行います。

第8条(役割分担)

当会の運営に必要なメーリングリストの管理、ウエブサイトの管理、書籍類の管理、会計記帳、などの事務は、必要に応じて担当者を設けることができます。その際、会員であれば誰でも担当者に立候補できることとし、運営委員と兼任することもできます。在任期間は3年とし、更新もできます。

第9条(意思決定方法)

- 1、 当会会員からの提案についての当会の意思決定は、各会員による自由な議論を経て、採 決で行います。議論はメールを中心としますが、メールを使用しない会員は運営委員に電 話やFAX等で意見を表明することが出来ます。
- 2、 協議が困難な場合、運営委員が運営委員会を開いて意思決定に係る案を各会員に提示します。会員からの要望により、運営委員以外の会員も参加する全体会議を開催できることとします。また、会合を開く必要が生じた場合は、運営委員会が責任を持って開催することとします。
- 3、 採決権は団体登録の団体は2票を、個人登録の会員は1票を有し、投票参加により意思表示(賛成、反対、保留)された多数派意見を採用します。議案に対して賛否が同数になった場合は、運営委員会の考えを優先することとします。
- 4、 会員による採決が必要かどうかは運営委員会が考え、必要と思われる議案については、 会員の意見を尊重しつつ修正を加えながら最終案を提示し、採決することといたします。
- 5、 団体の場合は、代表または代表代行が投票します。加盟団体に所属し、ML に登録している会員は、団体代表者に投票をゆだねます。
- 6、 採決権について、運営委員は投票権無しとします。但し 運営委員が所属団体の代表を兼任している場合には、団体としての採決権2票の権利を有することとします。

第10条(共同行動)

- 1、会員は、他の会員に対して、共同行動を自由に提案できます。その提案に賛成する会員が集まって実行委員会を作ることができます。
- 2、提案に対する賛成、反対、または保留の意見の集約は運営委員会が担当します。また、共同行動の実行は実行委員会が担当し、必要に応じて運営委員がサポートします。

- 3、共同行動は地域及び全国レベルで行うことが出来るものとします。共同行動の提起があった場合、原則として、各会員による賛成、反対、または保留の意見を集約する日を、提案日から2週間以上後に設置しなければなりません。運営委員会は意見をまとめて、それを採択するかどうかの案を提示することとします。
- 4、 会員からの意見のなかで、全体で検討したほうが良いと運営委員会が考えた場合は、運営委員会 が会員に何らかの具体的な提案を行なうことができることとします。
- 5、 提案日から最終判断までの期間が2週間未満にならざるを得ない場合、賛成を表明した 会員は、運営委員会の承諾を得た上で共同行動を実施することができます。

第11条(改正)

本要項は、会員による議論を通して、改正することができます。

第12条 (会の発足)

この規約はこの会と共に2013年3月1日から正式に発足します。

「この「規約」を採用するかどうか、また運営委員の中から互選で選ばれた代表,副 代表の承認について、この規約による採決方法により賛否をとりたいと思います。 締め切りを公表から2週間後としたいと思いますので、投票をどうぞよろしくお願いい たします。

2013年 2月15日 運営委員一同

つつ、個人会員の参加も受け入れたいと考えたからです。団体といっても所属会員が大きな組織もあれば小さな組織もありますが、「団体登録会員は2票、個人登録会員は1票」として、団体の大小に関係なく、団体は対等に2票とする方が良いと考えました。運営委員も各団体のメンバーですから、投票は団体として代表等が投票し、運営委員個人は投票しません。ただし、登録団体の代表と運営委員を兼務している場合は、登録団体代表としての投票権(2票)を持つこととします。なお投票に際し、どのように意見を集約するかは、各団体にお任せします。独立性を尊重するために、団体内部のことには、全国ネットは感知しないことにしたほうが良いと考えます。

なぜ、多数決ルールを提案するのか?

今までは、何か提案があった時に一人でも反対者がいれば採用されない、という大変に厳しい縛りがありました。そのことによって、運動が広がらなかった点もあったように思われます。しかし多数決ルールなら、さまざまな考えや立場から提案したことが今までよりも採用されやすくなり、多様な活動ができるようになるでしょう。多数決ルールによってこそ、「ゆるやかで有効的な連携」が可能になるのではないでしょうか。

また、提案から一か月待たないと物事が決まらないというのも、問題が山積するなかで、活動の速度を遅らせてしまう怖れがあります。

さらに、携帯電話事業者や企業側の関係者が入会して妨害工作をしてくる可能性も考えると、「一人でも反対者がいれば決められない」というのでは、大変な足かせになるかもしれません。そのような問題が起こるのを避けるためにも、多数決ルールは必要だと考えています。最初は多数決ルールでスタートさせますが、少数意見を尊重する観点から今後会員からの良い案があれば、協議のうえ改正していきたいと思っています。

第10条(共同行動)

- 1、会員は、他の会員に対して、共同行動を自由に提案できます。その提案に賛成する会員が集まって実行委員会を作ることができます。
- 2、提案に対する賛成、反対、または保留の意見の集約は運営委員会が担当します。また、共同行動の実行は実行委員会が担当し、必要に応じて運営委員がサポートします。
- 3、共同行動は地域及び全国レベルで行うことが出来るものとします。共同行動の提起があった場合、原則として、各会員による賛成、反対、または保留の意見を集約する日を、提案日から2週間以上後に設置しなければなりません。運営委員会は意見をまとめて、それを採択するかどうかの案を提示することとします。
- 4、 会員からの意見のなかで、全体で検討したほうが良いと運営委員会が判断した場合は、運営委員会が会員に何らかの具体的な提案を行なうことができることとします。
- 5、 提案日から最終判断までの期間が2週間未満にならざるを得ない場合、賛成を表明した 会員は、運営委員会の承諾を得た上で共同行動を実施することができます。

(提案理由)京都会議では、シンポジウムなどを行なう際には実行委員会を立ち上げることや、同じ目標をもって行動する部会をつくることが決まりました。そのために、実行委員会や部会に関わる規定を新たに設けることにしました。意見の集約は運営委員会が、イベントなどの実行は実行委員会が担当することなどを明記して、どのように進めていったらいいの

か、などの手続きを明らかにしました。このように手続きを明確にしておくのは、いざという時に混乱が生じないようにするために必要だと考えています。

私たち運営委員は、全国の加盟団体・個人の連携のために全国ネットがあり、その中でより有効な活動をサポートするために運営委員会があると考えています。全国レベルでの活動も重要ですが、それぞれの地域で、草の根的に電磁波問題を訴えていくことが、問題解決に大いに役立つと信じています。ですから、中央集権的なピラミッド構造ではなく、各地の団体を尊重して活動を応援し、良い意見であれば積極的に取り上げ、また各団体が全国的な動きにも協力するような、双方的で柔軟かつ対等な関係をつくりたいと考えています。

第11条(改正)

本要項は、会員による議論を通して、改正することができます。

第12条 (会の発足)

この規約はこの会と共に2013年3月1日から正式に発足します。

「この「規約」を採用するかどうか、また運営委員の中から互選で選ばれた代表,副 代表の承認について、この規約による採決方法により賛否をとりたいと思います。 締め切りを公表から2週間後としたいと思いますので、投票をどうぞよろしくお願いい たします。

2013年 2月15日 運営委員一同